

日 火 連 短 信

令和 8 年 4 月 13 日 第 238 号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
T E L 03-5549-9041
F A X 03-5549-9042
U R L <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募について

経済産業省より次の案内がありました。

(1) 今般、火薬類取締法施行規則（以下、「規則」とする。）において認められている「軽微な変更の工事」について、保安上支障のない工事等であることが確認できるものを追加すべく、必要な見直しを行うこととしました。これまで、製造施設や設備において認められている「軽微な変更の工事」のうち火薬庫では認められていないもの、逆に、火薬庫において認められている「軽微な変更の工事」のうち製造施設や設備では認められていないもの、工室等の外又は火薬庫の外の設備の変更の工事であって、下記、ア) 及びイ) の条件を満足することが確認できるものは、「軽微な変更の工事」に追加すべく改正を行います。

ア) 技術基準の要求事項が明確又は設備の構造が単純であるため、事前確認を受けなくてもその機能又は性能が基本的に維持可能な工事

イ) 客観的にみて災害発生の原因とはなりにくい変更の工事であるため、工事後に書面を確認することで保安上支障のない工事

併せて、対応する「製造」及び「貯蔵」の例示基準についても改正を行います。

(2) また、規則において規定されている保安検査の実施時期について、現行の規定では保安検査を行うタイミング次第で検査時期が徐々に前倒しとなってしまう可能性があることから、前回の保安検査の日から1年が経過した日を基準日とし、その前後1ヶ月以内に保安検査を受けた場合には、基準日に受けたとみなすべく、所要の改正を行うこととしました。

(3) その他、電気発破を行う際の、点検回路の導通試験又は抵抗試験の実施の基準において、退避の必要がない電流を明示すべく、改正を行います。

つきましては、パブリックコメント（4月6日～5月6日）を開始いたしましたので、御案内させていただきます。

今回の改正案の概要、省令案、例示基準は別添1～3の通りですが、当会会員に関係する内容を別添4にまとめましたので、そちらを参照頂くのがわかりやすいと思います。

今回の改正案にご意見のある方は、次のURLから提出してください。

【パブリックコメント】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595126073&Mode=0>

(パブコメ期間：4月6日(月)～5月6日(水))

各組合長および事務局は、会員各位への周知を徹底して頂くようお願い致します。

以上